第８４号	公　　示　　送　　達

令和８年11月９日

下記の書類は、鳥取労働局職業安定部職業安定課に保管していますので、御来課の上、お受け取りください。

鳥取労働局長
山下　禎博

送達を受けるべき者	髙森　涼太
送達する書類名	督促状

注意

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第３０条により国税徴収の例によることとされた国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して、７日を経過した時に書類の送達があったものとみなされます。

鳥取労働局職業安定部職業安定課
鳥取市富安２丁目８９－９
０８５７－２９－１７０７